

岐阜県公報

第二千八百六十九号
平成二十九年八月一日

(火曜日)

目 次

訓 令 甲

岐阜県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 四八九

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課) 四八九

公 示

保安林の指定施業要件が変更された旨の通知

(治 山 課) 四九〇

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十八号

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「副知事の」を「第一条第一号に掲げる事務について副知事の」に改め、「行う」の下に「ものと、上手繁雄副知事、神門純一副知事の順に受けることとする」を加え、同条第二項中「第一条第一号又は第二号」を「第一条第一号又は第二号」に、「上手繁雄副知事、神門純一副知事の順に受けることとする」を「原則として当該事務を主な担任意務とする副知事に対して行う」に改め、同条第三項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年八月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十九号

庁中一般

各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「部及び」を「及び部並びに」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 局 組織規則第七条第三項に規定する本庁部内局をいう。

第二条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 局長 組織規則第十八条の二第一項に規定する局長をいう。

六の三 副局長 組織規則第十八条の三に規定する副局長をいう。

第二条第七号中「事務所長等」を「保健所事務所の所長」に改め、同条第九号中「係長等」を「係長」に改め、「担当総括並びに」を削る。

第十三条第一項第二号中「主務係長等」を「主務係長」に、「係長等」を「係長」に改める。

第十四条の三第一項及び第十四条の五第一項中「主務係長等」を「主務係長」に改める。

第十四条の六第二項中第三号を第四号とし、同項第二号中「次長」の下に「（組織規則第二十四条の表に掲げる所掌事務に係る文書にあつては、原則として、当該所掌事務を掌理する職にある者。第二十条第一項第三号において同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 局内にあつては、局長、副局長、主務課、関係課の順とする。

第十四条の七中「主務係長等」を「主務係長」に改める。

第十八条第一項中「係長等」を「係長」に改める。

第二十条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 局内にあつては、主務課、関係課、副局長、局長の順とする。

第二十条第四項中「係長等以上の職にある者」を「課長」に改める。

第四十二条第二項第二号中「主務係長等」を「主務係長」に改める。

第四十五条第三項、第四十七条の二及び第五十条中「所長等」を「所長」に改める。

第五十一条第一項中「係長等」を「係長」に改める。

第五十四条の二中「関係所長等」を「関係所長」に改める。

第六十一条、第六十二条第一項、第六十七条第二項及び第七十六条中「所長等」を「所長」に改める。

別記第八号様式の二中「 昭六〇七 ・ 昭六〇三 」を「 昭六〇六 ・ 昭六〇三 」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年八月一日から施行する。

公 示

保安林の指定施業要件が変更された旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明なので、同法第八十九条の規定によりその要旨等を次のとおり公示する。

なお、平成二十九年八月一日から十四日間当該通知の内容を、郡上市役所掲示場において掲示する。

平成二十九年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不明な者の氏名

- 阿葉家亨、阿葉家重次郎、安藤隼人、井上菊之助、井上庄左衛門、稲葉浄太、白田和二郎、永谷義正、永谷茂信、永谷茂信、永谷弥吉、團益子、遠藤孝子、下広久男、下広彦、下出徳丸、加藤道子、蒲賢二、釜倉幸美、岩谷功三、岩谷秀夫、旗一春、旗吉三、旗薫、旗建次郎、旗弘一、旗正由、旗利夫、桑田岩三郎、桑田喜代子、桑田佐一、古川貫三、広島頼三、荒川勇、高橋見次、高橋見次、国枝哲司、黒岩徳三、黒岩敏三、黒岩末造、此島行雄、佐藤直義、三島龜三郎、三島正己、三島定助、三島茂、三輪久助、山下留五郎、山田孝二、山田広吉、山田浩之、山田竹蔵、山田貞人、山内

茂竜、山本雅喜、山本治夫、実広治夫、若山専上、若山力造、種田好明、種田秀吉、種田秀吉、出崎幸次郎、出崎直人、小島力ツ、小島勝次郎、小島等、松井康弘、松井洋子、松田弘、松葉安二郎、松葉広吉、松葉真一、松葉留造、常平力造、森栄次郎、森下勲次郎、森下輝雄、森下輝雄、森下朝一、森健一、森助二、森武雄、水口義治、青地栄一、青地新一、青地富男、前田菊四郎、前田幸市、前田重松、前田清太郎、前田福造、大井育二、大井政次郎、大中ちどゑ、大中乙蔵、大中喜四郎、大中輝二、大中幸雄、大中静子、大坪武雄、丹羽捨雄、丹羽滝治郎、丹羽滝治郎、丹羽又右衛門、丹羽和佐、竹原源太郎、中川恒夫、中村定吉、坪井久雄、渡辺君三、日置光三、畑中教一、畑中隆雄、武藤やゑ子、本多政吉、本多太市郎、本多繁之丞、木島勘児、野田百合子、林昭次、栴田好正、齋藤武生、寛ます、寛敏雄、寛利明、井俣りつ、稲葉春吉、桑田竹之助、兼松一三三、山内喜之助、山内雄喜、実広てる、小保田新吉、森勝美、石神莞生、大中国次郎、大中武雄、渡辺吉彦、渡辺友夫、和田育子

二 通知の要旨

平成二十九年農林水産省告示第三百六十四号により、保安林の指定施業要件が変更されたこと。

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び郡上市役所

平成二十九年八月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社